

北九州市グリーン成長戦略策定支援業務委託
【風力・蓄電システム戦略策定業務仕様書】

1 目的

本市のゼロカーボンシティ宣言（R2.10.29）を機に、環境と経済の好循環により、都市の競争力を高め国内外の脱炭素化に貢献する「北九州モデル」を構築し、広く展開するためのグリーン成長戦略を策定・推進するもの。

2 業務名

北九州市グリーン成長戦略策定支援業務委託
【風力・蓄電システム戦略策定業務】

3 実施期間

契約締結日から令和4年1月20日までとする。
※中間報告は令和3年8月1日まで

4 業務実施場所

北九州市小倉北区域内1番1号（10階環境局事務室）
その他必要に応じて、発注者と協議の上、業務実施場所を決定すること。

5 業務内容

(1) 北九州市地球温暖化対策実行計画（事務局素案）に記載された「風力発電推進拠点都市」と「蓄電システム先進都市」を目指すための戦略を策定すること。

ア 「風力発電推進拠点都市戦略」の策定

- ・2050年のビジョン
- ・ビジョン実現に向けたロードマップ
- ・2030年を見据えた取組と役割分担

少なくとも下記検討を行い、策定すること。なお、下記事項以外にも戦略の策定に必要な事項がある場合は追加で提案・検討を行うこと。

- ・陸上及び洋上風力発電の導入見通し（※新規導入と継続的リプレース）の検討
- ・環境保全とスピード感を両立した洋上風力発電の導入（日本版セントラル方式の確立）の検討
- ・風力発電関連産業の総合拠点化を支える人材育成・確保策の検討

イ 「蓄電システム先進都市戦略」の策定

- 2050年のビジョン
- ビジョン実現に向けたロードマップ
- 2030年を見据えた取組と役割分担

少なくとも下記検討を行い、策定すること。なお、下記事項以外にも戦略の策定に必要な事項がある場合は追加で提案・検討を行うこと。

- 市内再エネの安定供給に必要な再エネ導入量及び蓄電池容量の試算
- リユース蓄電池の活用及び第三者所有方式での蓄電池導入によるコスト抑制効果の検証
- 再エネ及び蓄電池の導入計画と余剰電力や出力制御の回避可能性の検証
- 系統に影響を与えにくい再エネ導入手法とポテンシャルの検証
- 災害等の停電時に避難所で必要な蓄電池容量の検証

(2) 地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等のための資料の作成支援（会議の場合、2回程度を想定）

(3) 報告書等のとりまとめ

本業務の結果について、中間報告書と報告書等を作成すること。

6 報告書等の成果物

受託者は業務結果をとりまとめた報告書等を下記のとおり作成し、下記提出場所に提出するものとする。

(1) 提出物

- | | | |
|--|-------|----|
| • 中間報告書（北九州市地球温暖化対策実行計画に反映させるため、令和3年8月1日までに提出すること） | A4版 | 3部 |
| • 報告書 | A4版 | 3部 |
| • 報告書等の電子データを収納した | DVD-R | 1式 |

(2) 提出場所

北九州市環境局グリーン成長推進部再生可能エネルギー導入推進課

7 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、北九州市が保有するものとする。

(2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既

存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

受託者は、次の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受託者は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、発注者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(2) 受託者は、発注者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、発注者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

9 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて環境局再生可能エネルギー導入推進課及びグリーン成長推進課、環境イノベーション支援課等関係部署と協議・打ち合わせを行うこと。

(2) 市と十分連携するため、本業務の実施にあたっては、頻繁に協議できる体制を構築のうえ、業務を進めること。

(3) 調査・分析にあたっては、専門知識や制度に詳しい人物が1名以上担当すること。

(4) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、本市から提供された資料等あるいは本市に引き渡す資料等の漏洩及び紛失が無いよう、その管理を徹底するとともに、本市の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに本市に返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

(5) 本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。

(6) 事業費の上限は、¥10,000,000以内（消費税相当分及び地方消費税相当分を含む）とする。

(7) 本業務は、環境省「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）」の活用を予定している事業であり、公募要件及び本市の応募申請書（案）を満足できる提案書となるよう留意すること。また、会計検査等の対象となり得る点についても留意するこ

と。また、契約は交付決定が確定された日以降に契約するとし、もし本市が不採択だった場合は、プロポーザル方式で受託候補者が決定していても、契約しないこととする。

(8) この仕様書に含まれない項目が発生した場合は、発注者及び受託者で協議を行ったうえで、対応を検討すること。

10 参考資料

(1) 本市の環境省補助応募申請書（案） 別添のとおり

(2) 北九州市地球温暖化対策実行計画事務局素案

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00200197.html>